

議会運営委員会

日 時 令和3年9月7日（火） 時 分～
場 所 全員協議会室

1 9月9日の日程について

(1) 議事日程

第1 一般質問

諸報告

第2 第1号議案から第50号議案 及び 第52号議案から第56号議案
(質疑、付託)

(2) 諸報告 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書（教育長）

(3) 議事日程第2に係る質疑順序

①

②

③

(4) 付託先 別紙付託表のとおり

◎付託表は議場に持参

2 常任委員会の日程について

(1) 9月10日（金）10：00～

総務文教常任委員会、決算特別委員会総務文教分科会

(2) 9月13日（月）10：00～

環境市民厚生常任委員会、決算特別委員会環境市民厚生分科会

(3) 9月14日（火）10：00～

産業建設常任委員会、決算特別委員会産業建設分科会

3 請願について 別紙請願文書表のとおり

(1) 屋外工含む、すべての建設アスベスト被害者救済のため、国と建材企業の拠出による補償基金制度創設を求める意見書の提出を求める請願

<環境市民厚生常任委員会> ※意見陳述希望

【裏面に続く】

4 陳情・要望について

- (1) 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情　　<総務文教常任委員会>
- (2) 超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターの決意と支援の要望
　　<環境市民厚生常任委員会>
- (3) 人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること【別紙No.1】　　<総務文教常任委員会>
- (4) 令和4年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い【別紙No.2】
　　<総務文教常任委員会>

5 決算特別委員会について【別紙No.3】

- (1) 9月15日（水）の日程
 - ① 10：00～ 全体会（全員協議会室）
　　市長あいさつ、会計管理者概要説明
　　◎<説明資料>提出予定議案の概要（8月23日に配付済）持参
 - ② 10：30～ 各分科会（各委員会室）※事務事業評価は全員協議会室で実施
　　審査（執行部説明、質疑）
- (2) 正副委員長　※先例・申合せ161による
　　委員長：小川副議長　　副委員長：赤坂議員（産業建設常任委員長）

6 第7号議案に係る監査委員の意見について【別紙No.4】

7 幹事長（会派代表者）討論について【別紙No.5】

8 その他

- (1) 意見書等提出期限　9月24日（金）10：00
- (2) 討論通告期限　　9月27日（月）16：00
- (3) 次回の議会運営委員会
　　9月27日（月）14：00～
　　※議運事前調整　9月27日（月）13：00～（正副議長、正副委員長のみ）

請 願 文 書 表

(3年9月議会)

受理 番号	受理年月日	件 名	請 願 者	紹 介 議 員	要 旨	所管委員会
1	令和3年 8月27日	屋外工含む、すべての建設アスベスト被害者救済のため、国と建材企業の拠出による補償基金制度創設を求める意見書の提出を求める請願	亀岡市宇津根町川ノ口6-2 全京都建築労働組合亀岡支部 支部長 田畑 浩	長澤 満 三上 泉 田中 豊 並河 愛子 小松 康之 齊藤 一義	<p>(請願の要旨)</p> <p>屋外工含む、すべての建設アスベスト被害者救済のため、国と建材企業の拠出による補償基金制度創設を求める意見書を国に提出いただくこと。</p> <p>(請願の理由)</p> <p>建物の改修、解体に伴うアスベスト(石綿)の飛散によって、現在でもアスベストの被害は広がっており、被害者は、悪性中皮腫、肺がん、石綿肺、びまん性胸膜肥厚等による呼吸機能の低下により、日常生活もままならないなど、家族と共に大変な苦しみを背負っています。特に、輸入されたアスベストの80%から90%が建設資材として建設現場で使用され、建築基準法などで不燃化、耐火工法として、国と建材メーカーが使用を進めたことにより、多くの被害者が建設業従事者の中で生まれている状況があります。被害者及び遺族に対しては「石綿健康被害救済制度」による給付がなされているものの、十分な補償とはなっていません。こうした状況を受け、貴議会においては、2016年3月、建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書が可決され、国宛てに提出された経緯があります。</p> <p>アスベスト被害を受けた建設業従事者と遺族が、国とアスベスト建材製造企業に対し、補償とアスベスト対策の抜本改正を求めた集団訴訟は、2021年5月17日の最高裁判決で、国と建材企業の不法行為責任が認定され、原告勝訴が確定しました。これを受け、首相が国の責任を認め原告らに謝罪し、同年6月9日、未提訴者への賠償も含めた国による「給付金法」が参議院において全会一致で可決成立しました。</p> <p>一方、建材企業は敗訴が確定したにもかかわらず、制度創設には一様に消極的です。また、最高裁判決では、「屋外工」(屋根、板金、外壁など)が救済から除外されているなど、全面解決にはまだ課題が残ります。</p> <p>首都圏での最初の提訴から13年、京都での提訴から</p>	環境市民厚生 常任委員会

				<p>も10年という長い月日を費やし、志半ばで亡くなった原告も多数います。アスベスト被害者を真に救うためには、裁判によらず迅速に補償が受けられる制度の創設が必要であり、それは、原因者である国とアスベスト建材製造企業の応分の負担によって行われるべきです。また、「屋内」「屋外」で被害者を線引きすることなく、被害者はすべてひとしく救済されるべきです。</p> <p>については、貴議会が以上の趣旨に基づき国に対して意見書を提出していただけるようお願いいたします。</p> <p>地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。</p>	
--	--	--	--	--	--



各議会 議長様

令和3年7月21日 2021年7月7日
受理 (郵送)沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」
代表 具志堅隆松
住所 沖縄県那覇市泊1-28-3
電話 090-3796-3132

件 貴議会における下記事項の議員提案の要請

要請内容

人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること

要請の背景

沖縄で進められている辺野古新基地建設の海域埋め立ての為、沖縄防衛局は土砂を沖縄本島南部からも採取しようとしています。南部地域は去る沖縄戦で多くの将兵・住民が戦火に倒れ、未だに遺骨も埋もれている地域です。現に私たちボランティアが遺骨を発掘していた最中の沖縄戦跡国定公園内の遺骨発見現場も採石場の予定地となってしまいました。

国のために尽くした犠牲者の骨や血のしみ込んだ土砂を埋め立てに使うなどあってはならないことです。戦没者への冒瀆です。ご遺族に説明のつく事ではありません。何故なら戦後に戦没者のご遺族の元に遺骨の代わりに届いた「御霊石」は戦没地の土砂と言われています。その「御霊石」を埋め立てに使うのは、国が先に行った遺族に対する慰霊行為を自ら否定することです。

南部地域の戦没者遺骨の特徴は砲撃などによる破砕骨が多く、さらに76年の歳月の経過で風化が進み、採取不可能な小さな骨は土と化しているのが現状です。

今回の「埋め立て用土砂採取計画」の撤回要請は基地の建設に賛成か反対かではなく単純に人道上の問題です。沖縄戦で亡くなった77,458名の日本兵は全国から沖縄に派兵された青年たちです。このことは沖縄だけの問題ではありません。全国の問題です。貴議会においても議員の皆様のご提案により戦没者の尊厳を守るべく意志を示していただくことを要請します。

添付資料

1. 「平和の礎」出身地別刻銘者総数 (2021年6月18日)
2. 沖縄県議会議決意見書 (全会一致、2021年3月15日)

添付資料 1

「平和の礎」刻銘者数（令和3年6月現在）

出身地別刻銘者総数

出身地		令和2年度 刻銘者総数	令和3年度		令和3年度 刻銘者総数
			追加刻銘者数	削除者数 (※二重刻銘)	
日本	沖縄県	149,547	38	1	149,584
	県外都道府県	77,456	3	1	77,458
外国	米国 (U.S.A)	14,010			14,010
	英国 (U.K)	82			82
	台湾	34			34
	北朝鮮	82			82
	大韓民国	382			382
合計		241,593	41	2	241,632

沖縄県以外の各都道府県刻銘者総数

都道府県	R3追加 刻銘者数	R3追加刻銘後の 刻銘者総数	都道府県	R3追加 刻銘者数	R3追加刻銘後の 刻銘者総数
北海道		10,806	滋賀県		1,691
青森県		565	京都府		2,546
岩手県		685	大阪府		2,339
宮城県		637	兵庫県		3,202
秋田県		485	奈良県		591
山形県		866	和歌山県		916

都道府県	R 3 追加 刻銘者数	R 3 追加刻銘後の 刻銘者総数	都道府県	R 3 追加 刻銘者数	R 3 追加刻銘後の 刻銘者総数
福島県		1,014	鳥取県		553
茨城県		755	島根県		745
栃木県		696	岡山県		1,838
群馬県		881	広島県		1,352
埼玉県		1,138	山口県		1,208
千葉県		1,622	徳島県		1,285
東京都	2	3,521	香川県		1,393
神奈川県		1,334	愛媛県		2,090
新潟県		1,235	高知県		1,008
富山県		876	福岡県		4,030
石川県		1,072	佐賀県		1,031
福井県		1,184	長崎県	1	1,601
山梨県		551	熊本県		1,975
長野県		1,376	大分県		1,491
岐阜県		1,075	宮崎県		1,854
静岡県		1,715	鹿児島県		2,929
愛知県		2,973			
三重県		2,728	合計	3	77,458

(沖縄県ホームページから)

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書（案）

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた24万1593名の氏名が刻銘されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されている。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の収骨が行われている。

さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは人道上許されない。

よって本県議会は、下記の事項が速やかに実現されることを強く要請する。

記

- 1 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと。
- 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情を鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年4月 日

沖 縄 県 議 会

衆	議	院	議	長	宛て	
参	議	院	議	長		
内	閣	総	理	大		臣
外		務		大		臣
厚	生	労	働	大		臣
国	土	交	通	大		臣
環		境		大		臣
防		衛		大		臣
				沖縄及び北方対策担当大臣		



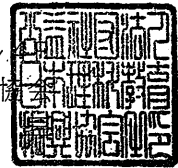
令和3年8月30日受理
(郵送)

令和3年8月25日

別紙 No.2

都道府県議会議員 様
市区町村議会議員 様

千代田区神田小川町3-28 昇龍館ビル
公益社団法人 日本理科教育振興協
会 長 大久保



令和4年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い

すでに、小学校・中学校では、新しい新学習指導要領が実施されています。

理科教育においては、益々、**〔観察・実験〕**が重視され、今回初めて、学習指導要領の中で小中共に、「環境整備に十分配慮すること」という一文が加えられました。**〔観察・実験〕**重視の視点から、これが十分実施できる理科教育環境整備に対する対応が重要であることが論じられています。

しかしながら、当協会の調査においては、小中高等学校の理科教育環境はまだ十分とは言えず、観察・実験の実践には、設備器具（観察・実験器具）の不足や、薬品や消耗材料の不足、実験準備・後片づけの時間など現場の教師に係る負担が多い等の指摘が挙げられています。

私どもの調査では、学校現場で最も困っていることが、9年連続で、小中高ともに「観察・実験機器の不足」と挙げられています。理科教育設備整備費等補助金事業は、小中高の観察・実験機器の整備拡充のための予算ですが、補助をうける団体が総事業費の半分を負担する事業となっています。

故に、積極的に理科教育設備整備費等補助金を取り込み、観察実験機器の充実に着手されている自治体とそうでない自治体との地域格差も生じています。

については、理科教育環境向上のため、下記の事項にご配慮賜りたく要望いたします。

- ・ 令和4年度 理科教育設備整備予算の計上をお願いします
【理科教育設備整備費等補助金事業への積極的な取り組みをお願いします】
- ・ 観察実験に伴う消耗品について、十分な予算措置をお願いします
- ・ 理科観察実験が十分に行える場所（理科室）の確保にもご留意ください
- ・ 実験支援員の配置にも十分にご留意をお願いします

貴自治体管轄の小・中・高等学校の理科教育環境はいかかでしょうか。理科教育について、充実した観察・実験授業を児童・生徒に体験させることができているでしょうか。使用できない古い機器がたくさん理科室に残ってはいませんか。消耗予算は足りていますか。実験に際して、先生は準備や後片づけは時間的な支障なくできていますか。現状の理科教育について、貴自治体教育委員会にお尋ねください。

（別紙、昨年度調査を踏まえて「観察・実験こそ理科教育の基本です」パンフをご参照ください）

貴自治体管轄の全ての小・中・高等学校 理科教育環境向上のため、積極的な予算措置をお願い申し上げます。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本理科教育振興協会 常務理事 石崎
〒100-0052 千代田区神田小川町3-28 昇龍館ビル 4F
TEL: 03-3294-0715 E-mail: info@japsee.or.jp

理科の授業は
理科室で！

「観察・実験」こそ 理科教育の基本です

次年度に向けて、理科教育設備整備費等補助金
予算(理振予算)の増額計上を要求をしましょう。

すでに新しい学習指導要領は
始まっています。
新規に必要な観察・実験機器が
多数あります。
整備充実を急いでください。

すでに小・中学校ともに新しい学習指導要領がスタートしています。理科教育においてはより一層、観察・実験が重視され、【観察・実験】こそが理科教育の基本であります。

児童・生徒たちにはたくさんの観察・実験を体験させてあげて欲しいと願います。

新しい学習指導要領において、新たに必要とされる観察・実験機器は数多く登場してきています。(裏面参照)

あなたの学校の理科室では、準備ができていますか。観察・実験機器の整備充実を急いでください。



理科教育を支援する
公益社団法人 日本理科教育振興協会



いま、小・中・高等学校の理科教育で一番困っていることは、観察・実験機器の不足です

理科観察・実験機器を充実させ、理科の楽しさを

平成25年度の調査から、9年連続で「機器の不足」が最も困っていると回答

1 教科書掲載の実験を行うために、重点設備機器の充実を推進しましょう

令和2年に小学校からスタートした新学習指導要領において、優先的に整備してほしいと掲示された最重点・重点設備を中心に理科観察・実験機器の整備を推進しましょう。

観察・実験機器の整備充足率

品目	小学校	中学校	高等学校
最重点設備品	76.7%	56.7%	—
重点設備品	39.5%	51.7%	22.2%
その他の設備品	24.4%	25.5%	9.5%
設備品総額(上記3区分)	44.6%	49.8%	14.4%
少額設備品	40.3%	32.7%	11.3%

教育現場の声

- 実験機器が古くて使えない
- 一度に同じ機器を一括で揃える予算がつかない
- 実験機器の故障が多くて使えない
- 予算が乏しく、毎年買い足ししているのに、同じ機器が揃わず指導しにくい
- 顕微鏡の種類がバラバラで指導しにくい

2 理科の授業は理科室で行いましょう

観察実験が十分に行える場所を確保しましょう。

理科実験が十分にできる理科室は足りていますか

	小学校	中学校	高等学校
理科室が不足している	19.3%	37.8%	28.2%

普段理科室で授業を行っていますか

	小学校	中学校	高等学校
ほぼ理科室で授業を行っている	30.1%	34.4%	33.3%

※ 観察・実験にかかわらず理科の授業は理科室で行ってください。普通教室で行う授業よりも、観察・実験機器に囲まれた環境で行う理科の授業は、児童・生徒達の理科への興味・関心を、より一層高めるものと考えます。

3 使えない機器は廃棄し、使用できる機器をそろえましょう

使えない実験機器・とても古い実験機器が理科室にありますか。顕微鏡・電源装置など、一括で整備することが望ましい機器は、大きな金額になるので、翌年に備え早い時期に予算要求しましょう。

使用できない実験機器保有数

	小学校	中学校
使用できない生物顕微鏡	7.9%	14.4%

使用できない実験機器保有数

	小学校	中学校
使用できない電源装置	5.6%	11.1%

生物顕微鏡を購入した時期

	小学校	中学校
昨年～10年前	34.6%	40.1%
10～20年前	34.2%	37.3%
20年以上前	31.1%	22.6%

電源装置を購入した時期

	小学校	中学校
昨年～10年前	41.4%	46.3%
10～20年前	37.3%	31.9%
20年以上前	21.3%	21.8%

古い実験機器は、火災や思わぬ事故の原因となります。安全な理科実験環境に留意しましょう。また、廃棄手続きを忘れずに行いましょう。



体験できる理科教育環境を整備してください

いただいています。

※令和3年度全国小・中・高等学校観察・実験機器充足調査結果より

4 消耗品もしっかり確保しましょう

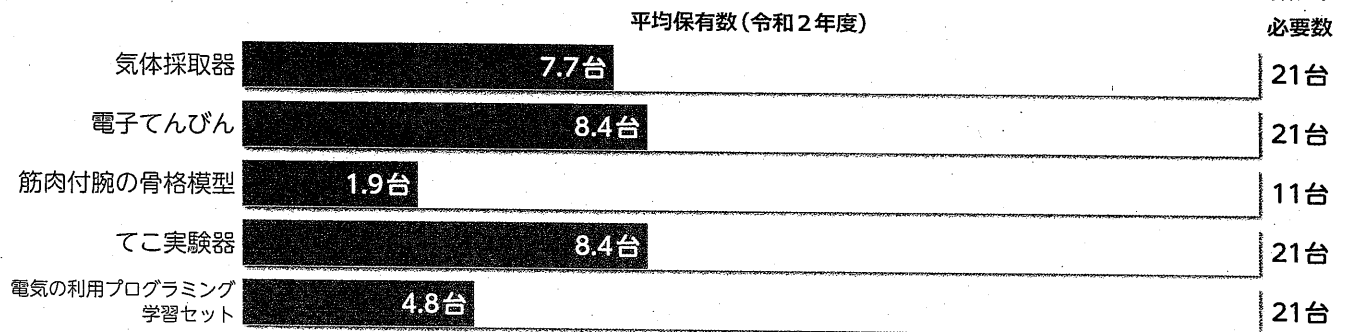
観察・実験授業を円滑に行うには、消耗品を常時用意しておく必要があります。
消耗品費もまだまだ不足していますので、忘れずに予算要求しましょう。

	小学校	中学校	高等学校
消耗品が不足している	45.8%	54.5%	52.7%
一クラスあたり平均予算	10,869円	9,645円	15,779円
一人あたり平均予算	356円	306円	437円

代表的な理科設備品整備状況の調査結果

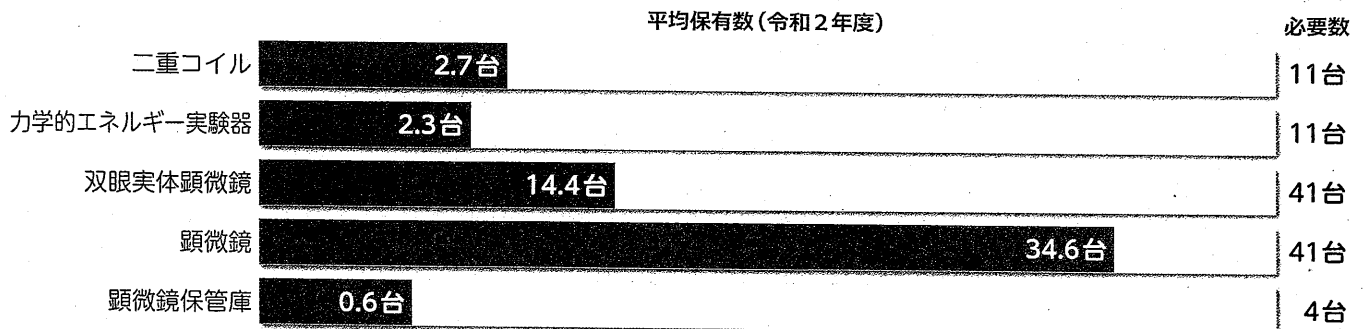
●小学校

※必要数とは40人学級で算出した数です



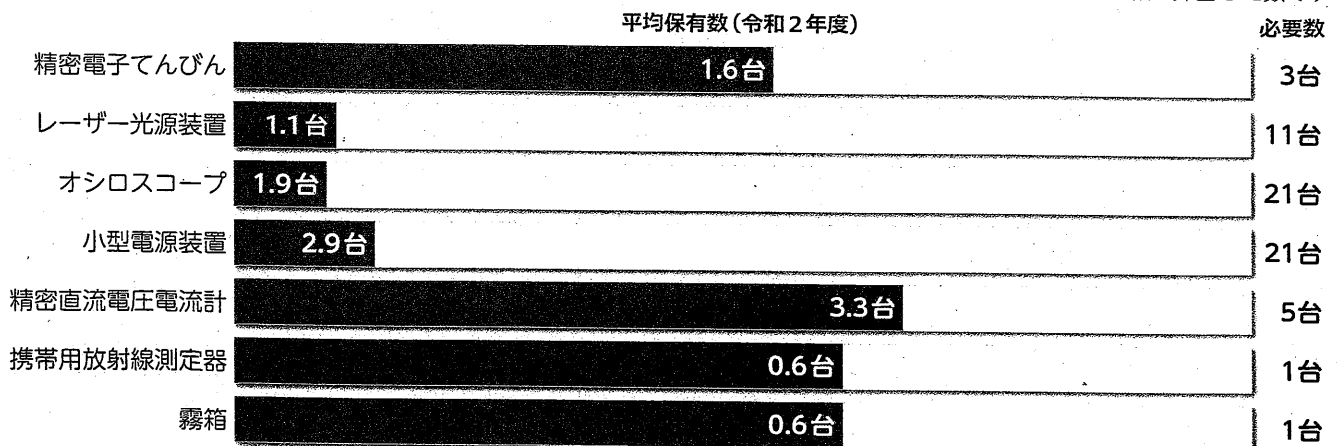
●中学校

※必要数とは40人学級で算出した数です



●高等学校

※必要数とは40人学級で算出した数です



5 新学習指導要領で新たに必要な観察・実験機器の整備が遅れています。

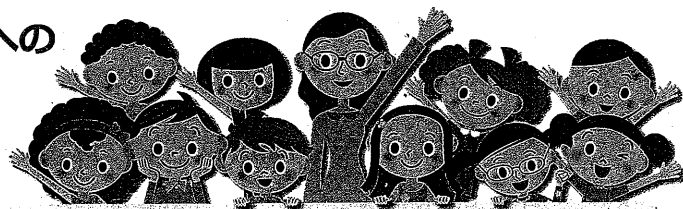
新しく必要とされる観察・実験機器の整備はできていますか

令和3年度理科充足調査より

	小学校	中学校	高等学校
整備はできている	11.0%	11.0%	9.0%
すすめている途中である	75.0%	70.0%	48.0%
未定	14.0%	19.0%	43.0%

観察・実験機器について、新しい学習指導要領への準備は十分できていますか。

より良い理科教育環境で、たくさんの観察・実験を児童生徒達に体験させてください。



新学習指導要領で追加された内容・変更点

■ 小学校

追加した主な内容

- ・音の伝わり方と大小(第3学年)
- ・雨水の行方と地面の様子(第4学年)
- ・人と環境(第6学年)
- ・自然災害

■ 中学校

改善・充実した主な内容

- [第1分野]
- ・光の色(第1学年)
- ・放射線(第3学年に加えて、第2学年においても学習)
- [第2分野]
- ・自然災害(第3学年→全学年で学習)
- ・生物の特徴と分類の仕方(第1学年)

■ 高等学校

改善・充実した主な内容

- ・科学と人間生活：人間生活との関連を重視
- ・物理基礎：探究の過程を踏まえた実験・観察の重視
- ・化学基礎：日常生活や社会との関連を重視
- ・生物：「(1)生物の進化」を内容の冒頭に設定し、以後の学習で進化の視点を重視
- ・地学：地震災害、火山災害、高潮災害などを加え、防災に関する学習内容を充実

必要な観察・実験機器

- ・実験用太鼓
- ・雨水と地面のマップ
- ・電気の利用プログラミング学習セット
- ・人と環境説明パネル
- ・自然災害に関する実験機器

必要な観察・実験機器

- ・双眼実体顕微鏡
- ・デジタル双眼実体顕微鏡
- ・地震説明器
- ・火山の噴火実験器
- ・大地の変動説明器
- ・液状化実験装置
- ・ダニエル電池

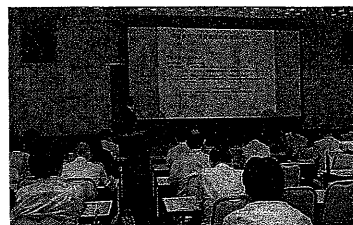
必要な観察・実験機器

- ・定力装置
- ・力学台車
- ・電気抵抗測定実験
- ・生物の進化映像教材
- ・地震説明器
- ・火山の噴火実験器
- ・大地の変動説明器
- ・液状化実験装置

理科教育設備整備費等補助金事業のお手伝いをします

理科教育設備整備費等補助金(理振)申請は難しくはありません。この補助金を「久しく受けていない」、「受けたことがない」、という自治体、学校法人様に当協会がお手伝いいたします。文部科学省のご協力をいただき、これまで全国で50回以上、理科教育設備整備費等補助金事業・台帳説明会を開催し、2,300名以上の自治体・学校法人関係者の方々にご参加いただきました。

今年度も開催いたします。理振補助金に関するご質問など、当協会下記連絡先までお問い合わせください。



お問い合わせ 理科教育設備整備に関するご質問は、メール・電話・FAXにて当協会までお問い合わせください。

✉ Mail: info@japse.or.jp ☎ Tel: 03-3294-0715 📠 Fax: 03-3294-0716

詳しくは理振協会のホームページを参照願います。▶▶▶ <http://www.japse.or.jp>



理科教育を支援する

公益社団法人 日本理科教育振興協会

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28 昇龍館ビル

決算特別委員会日程（R3. 9月実施）

日	時間	会議体制	内容
【1】 15日(水)	10:00～	全体会	委員長あいさつ 市長あいさつ 決算状況説明(会計管理者)
	10:30～	各分科会	審査
【2】 16日(木)	10:00～	各分科会	◎分科会審査の流れ (担当部ごとに) 決算審査 (事務事業評価対象事業を除く) 及び 事務事業評価 ※対象事業裏面 ↓ 討論・採決
【3】 17日(金)	10:00～	各分科会	
【4】 21日(火)	10:00～	各分科会	
【5】 22日(水)	10:00～	各分科会	
	上記終了後	全体会	分科会委員長報告 事務事業評価結果
	上記終了後	会派会議	
	13:00～	全体会	討論・採決
	上記終了後	分科会委員長会議	

※1 事務事業評価日程 場所:全員協議会室

総務文教分科会	21日(火) 10:00～
環境市民厚生分科会	17日(金) 13:00～
産業建設分科会	15日(水) 14:30～ 16日(木) 14:15～

※2 必要により、会派会議実施

※3 インターネット中継録画配信:全員協議会室で実施する全体会及び事務事業評価

令和2年度決算 事務事業評価対象事業

総務文教分科会

- 1 学校運営経費（選択制デリバリー弁当実施経費）
- 2 放課後児童対策経費
- 3 教育委員会運営経費
- 4 移住・定住促進経費

環境市民厚生分科会

- 1 環境保全対策経費
- 2 生活保護運営対策経費
- 3 子ども・子育て支援経費（子どもの貧困実態調査・計画策定業務委託料）

産業建設分科会

- 1 観光推進経費（外国人観光客向け観光案内所窓口強化業務委託料）
- 2 観光推進経費（亀岡市観光協会運営費補助経費）
- 3 観光推進経費（亀岡市観光協会宣伝事業等補助経費）
- 4 林業担い手育成事業経費



3監査第1019号

令和3年9月3日

亀岡市議会議長 福井 英昭 様

亀岡市監査委員 関本 孝

亀岡市監査委員 富谷 加都



「第7号議案 亀岡市長等の損害賠償責任の一部免責に
関する条例の制定について」に対する意見について

令和3年8月30日付け3議第1093号で照会の上記のことについて、監査委員の
合議による意見は下記のとおりです。

記

本条例案は、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、市長等の本市に対す
る損害賠償責任の一部を免責することに関し必要な事項を定めるものであるが、損害賠
償責任の限度額は、地方自治法施行令第173条に規定する基準を踏まえたものであり、
条例の内容は妥当であると認められることから、異議はありません。

幹事長（会派代表者）討論要領

【目的】

市政の在り方や、重点施策・課題等、所管をまたぐものも含めたものをテーマとして、各会派の幹事長または代表者が、市長と直接、「討論」を行い、その議論を今後の市政運営や施策へ反映させることで、市民の負託に応えるとともに、市民福祉の増進につなげていく。

【日程】 9月議会終了後 10月中に実施（裏面のスケジュール参照）

※ 討論内容の通告は、会派会議および幹事長会議（正副議長含む）を経て決定の上、速やかに執行部に送付する。

※ 討論内容の通告は、幹事長（会派代表者）討論実施日の1週間前までに行う。

【場所】 議場

【討論者】 各会派の幹事長または代表者と市長

※ 討論者は質問席、市長は演台（仮設）において発言。

※ 討論者以外の全議員、市長以外の理事者も出席。

【討論時間】 1会派40分以内（市長発言含む）

【その他】

通告の項目数等は、特に制限しないが、討論が時間内に終了できる範囲内とする。

討論は、公開とする。（傍聴は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しつつ可とする。）

但し、インターネット中継等を行わないものとする。

《一般質問との違い》

市政の在り方や、重点施策・課題等、より大きなテーマ（全ての所管をまたぐことができる）

で、論点をしぼって議論を戦わせることができる。ある意味、ディベートの性格をもつ。

討論形式により、一般質問のように憲政や所管、また施策別に関係なく、議論を深めることができる。

スケジュール

○9月議会最終日から10月上旬

それぞれの会派会議を経て、各会派の幹事長は、討論者、討論事項（テーマ）、討論要旨について、通告書（別紙参照）により議長宛てに提出。

○10月上旬から中旬

各会派から提出された通告書をもとに、幹事長会議（正副議長含む）で内容を正式決定。

○10月中旬（開催日の1週間前まで）

市長（執行部）へ通告し、事前に市長（執行部）と調整（打合せ）。

○10月下旬（執行部との日程調整による）

幹事長（会派代表者）討論開催。

当日のタイムスケジュール案は下記のとおり。

<タイムスケジュール案>

	案①	案②
1会派目	10:00～10:40	13:00～13:40
2会派目	10:50～11:30	13:50～14:30
3会派目	13:00～13:40	14:40～15:20
4会派目	13:50～14:30	15:30～16:10

令和3年 月 日

亀岡市議会議長 福井 英昭 様

亀岡市議会 (会 派 名)

幹事長 (氏 名)

討論者 (氏 名)

令和3年 幹事長 (会派代表者) 討論通告書

次のとおり通告します。

討論事項	討論要旨